



島根県報

平成26年3月25日（火）

号外第36号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第172号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	草野横田線	安来市伯太町草野154番3地先から同番2地先まで	前	メートル 8.50～ 19.00	メートル 50.00	道路改良工事 拡幅	
			後	13.50～ 23.50	50.00		
"	"	安来市伯太町草野154番2地先から同612番4地先まで	前 A	4.50～ 12.00	107.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.50～ 12.00		107.00
				B	8.50～ 38.00		144.00
"	"	安来市伯太町草野612番4地先から同616番7地先まで	前 A	3.50～ 9.50	154.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ	
			後	A	3.50～ 12.50		154.00
				B	25.50～ 53.50		87.00
"	"	安来市伯太町草野616番7地先から同番6地先まで	前 A	6.50～ 14.50	102.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ	
			後	A	6.50～ 20.00		102.00
				B	16.50～ 26.00		59.00

"	"	安来市伯太町草野616番 6 地先から同615番 3 地 先まで	前	6.50～ 9.00	156.00		道路改良工事 拡幅	
			後	11.50～ 45.50	141.00			
"	黒沢安城浜 田線	浜田市弥栄町小坂964番 7 地先から同1163番 5 地先まで	前	A	4.00～ 6.00	40.00	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	5.00～ 14.91	42.00		
			後 A	4.00～ 6.00	40.00			

島根県告示第173号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	草野横田線	安来市伯太町草野154番3地先から同615番3地先まで	メートル 481.00	平成26年 3月25日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	
〃	〃	安来市伯太町草野612番4地先から同201番1地先まで	56.00	平成26年 3月25日		